

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第46条第3項
処分の概要	児童福祉施設の最低基準を維持するための改善命令 (児童発達支援センター及び障害児入所施設に係るものに限る。)
法令の定め	都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
処分基準	
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第46条第4項
処分の概要	児童福祉施設の事業停止命令 (児童発達支援センター及び障害児入所施設に係るものに限る。)
法令の定め	都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。
処分基準	
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第56条第2項、第10項
処分の概要	費用徴収及び支払い命令 (児童発達支援センター及び障害児入所施設に係るものに限る。)
法令の定め	② 第50条第5号、第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。 ⑩ 第1項から第3項まで又は第7項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については、国税の、第2項、第3項又は第7項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
処分基準	北海道児童福祉施設費用徴収規則
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第58条
処分の概要	児童福祉施設の設置認可取消し (児童発達支援センター及び障害児入所施設に係るものに限る。)
法令の定め	第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。
処分基準	
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第59条第3項
処分の概要	無認可児童福祉施設に対する改善勧告 (児童発達支援センター及び障害児入所施設に係るものに限る。)
法令の定め	都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第1項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。
処分基準	
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第59条第5項、第6項
処分の概要	無認可施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖命令 (知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に係るものに限る。)
法令の定め	⑤ 都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。 ⑥ 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。
処分基準	
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	身体障害者福祉法
根拠条項	第16条第2項
処分の概要	身体障害者手帳の返還命令
法令の定め	都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。 ①本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき ②身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由なく、第18条の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき ③身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき
処分基準	
処分担当課	北海道立心身障害者総合相談所医務課 (電話番号：011-613-5455)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援グループ (電話番号：011-204-5278)
備考	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に決めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
根拠条項	第19条の9第1項
処分の概要	指定病院の指定の取消
法令の定め	都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適當であると認めたときは、その指定を取り消すことができる。
処分基準	「法律第19条の8の規定に基づき厚生大臣の定める指定病院の基準」(平成8年3月21日厚生省告示第90号)に適合しなくなった場合や、患者の治療方法、処遇方法等に著しい瑕疵があり、国または都道府県立の精神科病院に代わる施設としてふさわしくない場合。
処分担当課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (電話番号：011-204-5279)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ (電話番号：011-204-5279)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
根拠条項	第31条
処分の概要	措置入院費の費用徴収
法令の定め	都道府県知事は、第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができることを認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
処分基準	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額及び麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額の認定基準について」による … (平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生事務次官通知)
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室(地域保健室)健康推進課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ (電話番号: 011-204-5279)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
根拠条項	第33条の4第6項
処分の概要	応急入院指定病院の指定の取消
法令の定め	都道府県知事は、第1項の指定を受けた精神科病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
処分基準	「法第33条の4第1項の基準に基づき、厚生大臣の定める基準」(昭和63年4月8日厚生省告示第127号)に適合しなくなつたとき。
処分担当課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (電話番号：011-204-5279)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ (電話番号：011-204-5279)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
根拠条項	第38条の3第4項
処分の概要	精神科病院へ入院中の者の退院命令
法令の定め	都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。
処分基準	精神医療審査会において、その入院が必要ないと認められた場合。
処分担当課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (電話番号：011-204-5279)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ (電話番号：011-204-5279)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
根拠条項	第38条の5第5項
処分の概要	退院等の請求に基づく処分等の命令
法令の定め	都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。
処分基準	精神医療審査会において、退院等の請求による審査の結果、入院が必要ないと認められた場合。
処分担当課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (電話番号：011-204-5279)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ (電話番号：011-204-5279)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
根拠条項	第38条の7第1項
処分の概要	精神科病院に対する改善命令
法令の定め	厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が第36条の規定に違反していると認めるとき又は第37条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないとき認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。
処分基準	「精神保健及び精神障害福祉に関する法律第36条第2項の規定に基づき厚生大臣が定める行動の制限」(昭和63年4月8日厚生省告示第128号)、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基づき厚生大臣が定める行動の制限」(昭和63年4月8日厚生省告示第129号)及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第37条第1項の規定に基づき厚生大臣が定める処遇の基準」(昭和63年4月8日厚生省告示第130号)による。
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室(地域保健室)健康推進課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ (電話番号: 011-204-5279)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
根拠条項	第38条の7第2項
処分の概要	精神科病院に対する入院者退院命令
法令の定め	厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第22条の4第3項の規定により入院している者又は第33条第1項若しくは第2項若しくは第33条の4第1項の規定により入院した者について、その指定する2人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。
処分基準	指定する2人以上の指定医が診察し、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又は、入院が法律若しくは政令に基づく命令に違反して行われた場合。
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室(地域保健室)健康推進課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ (電話番号: 011-204-5279)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
根拠条項	第45条の2第3項
処分の概要	精神障害者保健福祉手帳の返還命令
法令の定め	都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、政令で定める状態でなくなったと認めるときは、その者に対し精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずることができる。
処分基準	
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室(地域保健室)健康推進課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5279)
備考	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に決めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第11条
処分の概要	手当の不支給
法令の定め	手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 ①受給資格者が、正当な理由なく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 ②障害児が、正当な理由がなく、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 ③受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。
処分基準	
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第12条
処分の概要	手当の一時差し止め
法令の定め	手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。
処分基準	
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第17条
処分の概要	障害児福祉手当の受給資格の喪失
法令の定め	<p>都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>①障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されている時を除く。</p> <p>②児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p>
処分基準	上記法令の定めるとおり
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	<p>受給資格喪失届（様式第八号）</p> <p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm）</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第20条
処分の概要	障害児福祉手当の支給の制限
法令の定め	手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。
処分基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額は、厚生労働省通知(社会・援護局)の基準額に基づく。
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第21条
処分の概要	障害児福祉手当の支給の制限
法令の定め	手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877号第1項に定める扶養義務者で当該受給者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。
処分基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条に規定する額は、厚生労働省通知(社会・援護局)の基準額に基づく。
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第22条第2項
処分の概要	障害児福祉手当の返還
法令の定め	<p>第22条第1項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに、相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当</p> <p>二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とするものに支給された手当</p>
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第24条
処分の概要	不正利得の徴収
法令の定め	<p>1 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
処分基準	
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	<p>処分の原因となる事実については、個々の実情等に対して具体的基準として画一的に定めることが困難なため、処分基準の設定はしていない。</p> <p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijun.htm）</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条(第11条準用)
処分の概要	障害児福祉手当の不支給
法令の定め	<p>手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>一 受給資格者が、正当な理由なく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。</p> <p>二 障害児が、正当な理由がなく、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p>
処分基準	
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	<p>処分の原因となる事実については、個々の実情等に対して具体的基準として画一的に定めることが困難なため、処分基準の設定はしない。</p> <p>(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条
処分の概要	調査拒否等による手当支給差止め
法令の定め	手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。
処分基準	
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	処分の原因となる事実については、個々の実情等に対して具体的基準として画一的に定めることが困難なため、処分基準の設定はしていない。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条(第16条準用～児童扶養手当法第31条準用)
処分の概要	手当の支払の調整
法令の定め	手当を支給すべきではないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項(児童扶養手当法)の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日に属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。
処分基準	上記法令の定めるとおり
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条の2
処分の概要	特別障害者手当の受給資格の喪失
法令の定め	<p>都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、その限りでない。</p> <p>1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p> <p>2 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く）に継続して3月を超えて収容されるに至ったとき。</p>
処分基準	上記法令の定めるとおり
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条の4
処分の概要	特別障害者手当の支払の調整
法令の定め	手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給理由とする給付であって、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができることは、その価値の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りではない。
処分基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第10条に規定する、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和43年法律第53号）に基づく介護手当を受けることができるときは、上記法令の定めるとおり。
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条の5（法第11条準用）
処分の概要	特別障害者手当の不支給
法令の定め	<p>手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。</p> <p>二 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p>
処分基準	
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	<p>処分の原因となる事実については、個々の実情等に対して具体的基準として画一的に定めることが困難なため、処分基準の設定はしてない。</p> <p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm）</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条の5 (法第12条準用)
処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め
法令の定め	手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。
処分基準	
処分担当課	総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ (電話番号: 011-204-5264)
備考	処分の原因となる事実については、個々の実情等に対して具体的基準として画一的に定めることが困難なため、処分基準の設定はしていない。 (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条の5
処分の概要	特別障害者手当の支給の制限
法令の定め	手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。
処分基準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する額は、厚生労働省通知(社会・援護局)の基準額に基づく。
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条の5（法第22条第2項準用）
処分の概要	特別障害者手当の返還
法令の定め	<p>第22条第1項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに、相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当</p> <p>二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とするものに支給された手当</p>
処分基準	上記法令の定めるとおり。
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条の5（法第16条準用～児童扶養手当法第31条準用）
処分の概要	特別障害者手当の支払の調整
法令の定め	手当を支給すべきではないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項（児童扶養手当法）の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日に属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。
処分基準	上記法令の定めるとおり
処分担当課	総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（電話番号： ）
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ（電話番号：011-204-5264）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
根拠条項	第26条の5 (第24条準用)
処分の概要	不正利得の徴収
法令の定め	<p>1 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
処分基準	
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5264)
備考	<p>処分の原因となる事実については、個々の実情等に対して具体的基準として画一的に定めることが困難なため、処分基準の設定はしていない。</p> <p>(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	身体障害者福祉法施行令
根拠条項	第3条第3項
処分の概要	医師の指定の取消し
法令の定め	法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適當であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。
処分基準	
処分担当課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (電話番号：011-204-5278)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援グループ (電話番号：011-204-5278)
備考	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に決めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第57条
処分の概要	自立支援医療支給認定の取消し
法令の定め	都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 ① 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき ② 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域に居住地を有するに至ったと認めるとき ③ 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき ④ 虚偽の申請をしたとき
処分基準	
処分担当課	総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室(地域保健室)健康推進課 (電話番号:)
問い合わせ先	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神障がい・発達支援グループ(電話番号: 011-204-5279)
備考	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に決めることが困難なため、基準の設定はしていない。 (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/shinsakijjun.htm)